

東京医療保健大学名誉教授称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規定に基づき東京医療保健大学名誉教授（以下「名誉教授」という。）の称号の授与について必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 名誉教授の称号は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考により授与する。

- (1) 東京医療保健大学（以下「本学」という。）に教授として8年以上勤務し、教育上又は学術上功績があった者。
- (2) 前号の年数に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者。
- (3) 本学の学長又は副学長として、大学の運営に関し功績が顕著であった者。

(選考)

第3条 名誉教授の選考は、大学経営会議において行う。

- 2 前条各号のいずれかに該当する者がいるときには、理事長はその者を大学経営会議に推薦する。

(称号記)

第4条 名誉教授の称号は、別記様式の称号記を交付して行う。

附則

この規程は、平成24年10月17日から施行する。

第 号

氏 名

東京医療保健大学名誉教授の
称号を授与する

令和 年 月 日

東京医療保健大学 印